

ガス小売供給約款

2025年9月1日実施

株式会社いちたかガスワン

ガス小売供給約款

目次

I 総 則	1
1 適用	1
2 供給条件および料金表の変更	1
3 用語の定義	2
4 単位および端数処理	4
5 実施細目	4
II 契約の申込み	4
6 供給契約の申込み	4
7 供給契約の成立および契約期間	5
8 供給契約の単位	5
9 供給の開始	5
10 供給契約書の作成	6
11 承諾の限界	6
III 料金等の算定および支払い	6
12 料金	6
13 割引プラン	6
14 料金の適用開始の時期	7
15 検針日.....	7
16 料金の算定期間	7
17 ガス使用量の算定	7
18 料金の算定	7
19 日割計算	8
20 料金の支払義務および支払期日	8
21 料金その他の支払方法	8
22 延滞利息	9
23 保証金	9
IV 使用および供給	10
24 適正契約の保持	10
25 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性	10
26 需要場所への立入りによる業務の実施	10
27 供給の制限等.....	11
28 供給の停止	11
29 供給の制限等の解除	12
30 違約金	13
31 損害賠償等	13
V 契約の変更および終了	13
32 供給契約の変更	13
33 名義の変更	13
34 供給契約の終了	14
35 解除等	15

36 供給契約終了後の債権債務関係	16
VI 工事費等の負担	16
37 ガス工事	16
38 工事費等の支払いおよび精算	17
VII 保安	17
39 供給施設等の保安責任	17
40 周知および調査義務	18
41 保安に対するお客さまの協力	18
42 お客さまの責任	19
43 供給施設等の検査	20
44 ガス事故の報告	20
45 反社会的勢力の排除	21
46 管轄裁判所	21
附則	22
別表	23

I 総 則

1 適用

(1) このガス供給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社にガス供給契約申込書（この申込書、本約款および当社とお客さまが別途契約の内容とすることに合意した事項を合わせて以下「供給契約」といいます。）を提出いただいたお客さま（一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してガスの供給を受けるお客さまに限ります。）に対して、当社がお客さまに対して提供するガス料金その他の供給条件等を定めたものです。

なお、ガス料金および契約種別ごとに附帯する割引等の条件については、本約款に定めるほか、当社が別に定める料金表および割引プランによります。

(2) この約款は、別表に定める供給区域等に適用します。

2 供給条件および料金表の変更

(1) 当社は、本約款、料金表および割引プランその他の供給条件（以下「本約款等」といいます。）の変更を行うときは、変更後の内容およびその効力発生時期を当社のWEBサイトに掲示する等の方法により、説明します。この場合に、当該効力発生時期が到来したときは、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によります。当社は(4)および(5)の方法により、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。

(2) 消費税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づき、本約款等を変更いたします。この場合、契約使用期間満了前であっても、ガス料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によります。

(3) お客さまの需要場所を供給区域等とする一般ガス導管事業者（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または関係する法令の制定もしくは改廃があった場合には、当社は、変更後の託送約款等または関係する法令に基づき、本約款等を変更することがあります。この場合、契約使用期間満了前であっても、ガス料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によります。

(4) 本約款等の変更にともない、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

(5) (4)にかかわらず、本約款等について、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他のガスの供給契約の実質的な変更をとまなわない変更をし

ようとする場合において、ガス事業法第14条に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付せずに当社のホームページ上で開示することで足りるものとし、同法第15条に基づく書面の交付については、これを行わないものとしたします。

3 用語の定義

次の言葉は、本約款等において、それぞれ次の意味で使用します。

－熱量－

- (1)「熱量」…摂氏0度および圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。お客さまに供給するガスは、ガス事業法およびこれに基づく命令（以下「ガス事業法令等」といいます。）で定められた方法によってその熱量を測定します。
- (2)「標準熱量」…(1)の方法により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。
- (3)「最低熱量」…お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。

－圧力－

- (4)「圧力」…ガス栓の出口におけるガスの静圧力(全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。)をゲージ圧力(大気圧との差をいいます。)で表示したものをいいます。
- (5)「最高圧力」…お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。
- (6)「最低圧力」…お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

－ガス工作物－

- (7)「ガス工作物」…ガスの製造および供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます((9)から(18)までの設備は全て「ガス工作物」に当たります。))。

－供給施設－

- (8)「供給施設」…ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーターおよびガス栓ならびにそれらの付属施設をいいます。

－導管－

- (9)「本支管」…原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国または地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブおよび水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。なお、次の各号の全てを満たす私道に埋設する導管については、将来当該一般ガス導管事業者が当該設備の変更や修繕を行うことに關して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめえられない場合を除き、本支管として扱います。

イ 不特定多数の人および原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること。

ロ 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること。

ハ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと。

ニ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること。

ホ その他、当該一般ガス導管事業者が本支管、供給管を管理する上で著しい障害がないと判断できること。

- (10)「供給管」…本支管から分岐して、お客さま等が所有または占有する土地と道路との

境界線に至るまでの導管をいいます。

(11)「内管」…(10)の境界線からガス栓までの導管およびその付属施設をいいます。

(12)「ガス遮断装置」…危急の場合にガスをすみやかに遮断することができる装置をいいます。

－導管以外の供給施設－

(13)「整圧器」…ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。

(14)「昇圧供給装置」…ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器(ガスを高圧で蓄える容器をいいます。)を備えないものをいいます。

(15)「ガスメーター」…料金算定の基礎となるガス使用量(以下「使用量」といいます。)を計量するために用いられる、当該一般ガス導管事業者の指定する計量器をいいます。

(16)「マイコンメーター」…マイクロコンピュータを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時など、あらかじめ当該一般ガス導管事業者が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するものをいいます。

(17)「ガス栓」…お客さま等の敷地内のガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始または停止に用いる栓をいいます。

(18)「メーターガス栓」…ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作する栓をいいます。

－消費機器－

(19)「消費機器」…ガスを消費する場合に用いられる機械または器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備等の付属装置を含みます。

－その他の定義－

(20)「ガスメーターの能力」…ガスメーターが適正に計量できる範囲内の使用可能な最大流量のことであり、立法メートル毎時の数値で表したものをいいます。

(21)「引込地点」…供給管と内管の境界の地点(お客さま等が所有または占有する土地と道路との境界線に当たります。)をいいます。

(22)「ガス工事」…当該一般ガス導管事業者等が行う供給施設の設置または変更の工事をいいます。

(23)「検針」…ガス使用量を算定するために、ガスメーターの指示値を目視または通信設備等により読み取ることをいいます。

(24)「契約種別」…料金表に定める契約の種別をいいます。

(25)「契約使用期間」…契約上ガスを使用できる期間をいいます。

(26)「消費税等相当額」…消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(27)「需要場所」…ガスの供給を必要とする場所のうち、ガスの使用状態からみて一体として区分・把握し得る範囲をいいます。具体的には、1構内をなすものは1構内を、また、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。

①マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅

各1戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1需要場所といたします。なお、

「独立した住居と認められる場合」とは次の全ての条件に該当する場合をいいます。

- イ 各戸が独立的に区画されていること
- ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること
- ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること

② 店舗、官公庁、工場その他

1構内または1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所といたします。

③施設付住宅

1建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（施設付住宅といいます。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。

- (28) 「ガス小売供給に係る無契約状態」…お客さまが6（供給契約の申込み）（1）のガス使用の申込みを当社に行う直前にガス小売供給を受けていた契約がクーリング・オフや、ガス小売事業者の事業継続が事実上困難になった場合等の事由により解約されているにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。なお、当該一般ガス導管事業者がいずれのガス小売事業者とも託送約款等に基づく契約を締結していないにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態である場合（当社がお客さまとガス小売供給に係る契約を締結している場合を除く。）には、当社は、ガス小売供給に係る無契約状態と判断いたします。

- (29) 「消費税率」…消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

- (30) 「貿易統計」…関税法に基づき公表される統計をいいます。

4 単位および端数処理

本約款等において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 使用量の単位は、立方メートル単位の整数といたします。
- (2) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

本約款に定めのない細目的事項は、必要に応じて本約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。なお、当該一般ガス導管事業者がお客さまとの協議が託送約款等の実施上必要であると判断した場合には、当該一般ガス導管事業者と協議していただきます。

II 契約の申込み

6 供給契約の申込み

- (1) お客さまが新たにガスの供給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款等を承諾の

上、当社所定の様式により申込みをしていただきます。

- (2)(1)による供給契約の申込みについて、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾の上、申込みをしていただきます。

なお、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。

イ 託送約款等に定める需要家等に関する事項を遵守すること。

ロ 当社が、供給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般ガス導管事業者が託送供給のために必要とする事項について、当該一般ガス導管事業者に提供すること。

ハ 当社が、ガス事業法令に定める直近のガス機器調査の結果(供給開始時において開栓をともしない場合に限ります。)等、供給契約の締結に必要な事項について、当該一般ガス導管事業者から提供を受けること。

- (3)当該一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給検討(需要場所に対するガスの払出の検討)については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

- (4)お客さまが本約款等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他のガス小売事業者へ当社が通知することがあります。

7 供給契約の成立および契約期間

- (1)供給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般ガス導管事業者との託送供給契約が整わない等のやむをえない理由によってガスを供給できないことが明らかになった場合には、当社は、供給契約の成立の日に遡って供給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。

- (2)契約期間は、お客さまからの申し込みを当社が承諾してから、34(供給契約の終了)により、当社が解約手続きを完了するまでとします。

8 供給契約の単位

当社は、原則として、1需要場所について1契約種別を適用して、1供給契約を結びます。

9 供給の開始

- (1)当社は、お客さまの供給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議の上、供給開始日を定め、当該一般ガス導管事業者の供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかにガスを供給いたします。

- (2)当社は、当社または当該一般ガス導管事業者の供給準備等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日にガスを供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議の上、供給開始日を定めてガスを供給いたします。

10 供給契約書の作成

当社が必要とする場合は、ガスの供給に関する必要な事項について、供給契約書を作成いたします。

11 承諾の限界

当社は、以下の各号に掲げる場合には、お客さまの供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、当社は、お客さまに対し、その理由をお知らせいたします。

イ 当社ないし当該一般ガス導管事業者の責めによらない事由によりガスの供給が不可能または著しく困難な場合

ロ 料金その他の債務の不履行がある場合（既に終了しているものを含む当社とお客さまとの他の契約の料金その他の支払債務を支払期限日を超過してなお支払われない場合を含みます。）

ハ お客さまが本約款等の内容を承諾していただけない場合

ニ 当該一般ガス導管事業者の託送約款等に定める事項についてご協力いただけない場合

ホ お客さまの構内または建物内に設置された供給施設またはガス機器（不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸かし器等を含みますが、これに限られません。）について、ガス事業法等で定める技術上の基準に適合していない場合

ヘ お客さまの構内または建物内に設置された供給施設またはガス機器について、当該一般ガス導管事業者または他のガス小売業者が、保安上の必要性から、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求めたにもかかわらずこれらの措置が実施されていない場合または使用をお断りしている場合

ト その他やむを得ない事情があると当社が判断した場合

III 料金等の算定および支払い

12 料金

当社がお客さまに提供するガスの料金は、契約種別ごとに当社が別途定める料金表に規定する料金といたします。

13 割引プラン

(1) 当社は、当社が別途定める「割引プラン」にて、ガスの料金およびお客さまが購入するガス器具に付帯して提供する割引等の条件に関する詳細事項を定めます。

(2) 当社は、上記「割引プラン」にて、割引等を提供するための、適用条件・適用範囲等を定めます。お客さまは、「割引プラン」記載のプランに加入いただく場合には、そのプランの条件に同意をしていただきます。

14 料金の適用開始の時期

料金は9(供給の開始)に基づき決定された供給開始日から適用いたします。

15 検針日

検針日は、託送約款等により、当該一般ガス導管事業者が払出地点ごとに定例検針を行う日としてあらかじめ定めた日といたします。

16 料金の算定期間

料金の算定期間は、15(検針日)に定める検針日の翌日から次の検針日までの期間といたします。ただし、ガスの供給を開始した場合の料金の算定期間は、当該開始した日から次の検針日までの期間(開始日を含みます。)とし、供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、直前の検針日の翌日から当該終了した日までの期間(終了日を含みます。)といたします。

17 ガス使用量の算定

(1) 料金の算定期間における使用量は、託送約款等に基づき行う検針により算定されたガス量といたします。

なお、託送約款等に基づき行う検針により算定されたガス量が見直された場合、当社は、見直し後の使用量によって清算いたします。

(2) ガスメーターの故障等によってガス量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間における使用量は、前3か月間もしくは前年同期の同一期間のガス量または取替えたガスメーターによるガス量その他の事情を基準として、当該一般ガス導管事業者と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、すみやかに一般ガス導管事業者との協議により決定されたガス量について、お客さまにお知らせいたします。

18 料金の算定

(1) 料金は、次のいずれかの場合を除き、料金の算定期間を「1か月」として算定いたします。

イ 託送約款等に定める定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合

ロ ガスの供給を開始し、または供給契約が終了した場合で、料金の算定期間が29日以下または36日以上となった場合

ハ 供給契約を変更したことにより、料金に変更があった場合で、料金の算定期間が29日以下または36日以上となった場合

ニ 27(供給の制限等)(1)の規定によりガスの供給を中止しまたはお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までガスの供給を再開しなかった場合

(2) 料金は、供給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

(3) 割引プランが適用される場合は、算定した料金から割引額を引いたものを料金といたします。

(4) 当社は、料金の算定について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

(5) 当社は、毎月の料金について適用する基本料金および単位料金(基準単位料金または調整単位料金)をあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。

19 日割計算

- (1) 当社は、18(料金の算定)(1)のイからニに該当する場合は、料金表の規定により日割計算をし、料金を算定いたします。
- (2) (1)によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (3) 18(料金の算定)(1)ハの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (4) 当社は27(供給の制限等)および28(供給の停止)に該当する場合は、基本料金のお支払義務に日割計算を適用いたしません。

20 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務が発生する日は、お客さまごとに託送約款等に定める定例検針日(以下「支払義務発生日」といいます。)といたします。ただし、供給契約が終了した場合もしくは定例検針日以降に検針が行われた場合、一般ガス導管事業者から使用量を受領した日を支払義務発生日といたします。
- (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、原則として、支払義務発生日の翌々月の15日といたします。なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

21 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、以下のいずれかの方法により支払っていただきます。なお、お客さまが個人の場合の支払い方法は原則としてイの方法とし、お客さまが法人の場合の支払い方法は原則としてロまたはハの方法としますが、当社がとくに認めた場合は、その他の方法とします。
 - イ お客さまが当社の指定するクレジットカード会社との契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - ハ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (2) 工事費等については、当社が一般ガス導管事業者から請求を受ける都度、当社が指定した様式により当社が指定した金融機関を通じて払い込む方法により支払っていただきます。この場合の払い込みに係る手数料については、お客さまに負担していただきます。
- (3) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合および工事費等を(2)により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がそのクレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ハ (1)ハおよび(2)により支払われる場合は、料金または工事費等がその金融機関等に払い込まれたとき。
- (4)料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5)当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(3)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (6)料金については、当社は、当社の特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときは、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

22 延滞利息

- (1)お客さまが料金または工事費等の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払い日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。ただし、料金については、料金を21(料金その他の支払方法)(1)ロにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたときは、この限りではありません。
- (2)延滞利息は、その算定の対象となる料金または工事費等から、消費税等相当額(料金または工事費等に10/110を乗じた金額。ただし、今後消費税率が変動した場合には、税率変更に応じて調整されるものとします。)を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合といたします。)を乗じて算定します。なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- (3)延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金または工事費等を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

23 保証金

- (1)当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3か月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けることを求めることができるものといたします。
- イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
- ロ 新たにガスを使用される場合等で、次のいずれかに該当するとき
- ① 他の供給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合
- ② 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- ハ その他当社が必要とする場合
- (2)予想月額料金の3か月分は、お客さまが設置しているガス機器および将来設置を予定し

ているガス機器、増設する供給施設ならびに前3か月間もしくは前年同期の同一期間の使用量その他の事情を勘案して算定いたします。

(3) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、供給契約が終了した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けることを求めることができますものいたします。

(5) 当社は、保証金について利息を付しません。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても供給契約が終了した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

IV 使用および供給

24 適正契約の保持

当社は、お客さまとの供給契約がガスの使用状態に比べて不適当であると当社が認識した場合には、すみやかに契約を適正なものに変更させていただきます。

25 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

(1) 当社は、料金表に定める熱量、圧力および燃焼性(以下「熱量等」といいます。)のガスを供給いたします。

なお、燃焼性は、ガス機器に対する適合性を示すもので、ガス事業法等によって決められるものです。

(2) 当社は、料金表に定める最高圧力をこえるガスの使用の申込みがある場合には、そのお客さまと協議の上、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。

(3) (1)に定めるガスの熱量等および(2)により定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

26 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、当社および当該一般ガス導管事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 40(周知および調査義務)による周知および調査のための業務

(2) 9(供給の開始)、27(供給の制限等)、28(供給の停止)、29(供給の制限等の解除)、34(供給契約の終了)または35(解除等)により必要な処置

- (3) 供給施設の検査のための作業
- (4) 当該一般ガス導管事業者の供給施設の設計、工事または維持管理に関する作業
- (5) 17(ガス使用量の算定)(1)により料金を算定するために行う検針に係る業務(ガスメーター等の確認作業等を含みます。)
- (6) ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替えの作業等当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務
- (7) その他保安上および契約上必要な業務

27 供給の制限等

- (1) 当社または当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止し、またはお客さまにガスの使用を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 災害および感染症の流行等その他の不可抗力による場合
 - ロ ガス工作物に故障が生じた場合
 - ハ ガス工作物の修理その他工事(ガスメーター等の点検、修理、取替えを含みます。)を施工のため必要がある場合
 - ニ 法令の規定による場合
 - ホ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ヘ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ト 保安上またはガスの安定供給上必要がある場合
 - チ その他当該一般ガス導管事業者の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると認めた場合
 - リ その他託送約款等に定める託送供給の制限、停止または中止の事由に該当する場合
- (2) (1)の各事由によりガスの供給を制限、停止または中止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。ただし、緊急やむをえない場合等は、この限りではありません。
- (3) (1)の各事由によるガスの供給の制限、停止または中止についての問い合わせは、当社が対応いたします。

28 供給の停止

当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

以下の事由によりガスの供給を停止する場合には、へに該当する場合を除き、あらかじめ供給停止日を明示して供給停止の予告をいたします。供給停止の予告通知は、供給停止を行う15日程度前および5日程度(休日を含みます。)前を目安に、お客さまに対し、少なくとも2回予告いたします。

- イ 支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合
- ロ 当社とその他のガス使用契約(既に終了しているものを含みます。)の料金についてイの事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
- ハ 本約款等に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場

合

- ニ 当社の係員の行う作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合
- ホ ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合
- ヘ 45（反社会的勢力の排除）の規定に違反した場合
- ト その他本約款等に違反し、その旨を警告しても改めない場合
- チ 財産状態が悪化したと認められる相当の理由がある場合

29 供給の制限等の解除

(1) 28(供給の停止)の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合には、すみやかに供給を再開いたします。

なお、供給を再開するに当たって保安上その他の必要がある場合には、お客さままたはお客さまの代理人に立ち会っていただきます。

イ 28(供給の停止)イの規定により供給を停止したときは、支払期日が到来した全ての料金を支払われた場合。ただし、供給の再開に先立ち、23(保証金)および30(違約金)の規定により保証金または違約金を申し受ける場合があります。

ロ 28(供給の停止)ロの規定により供給を停止したときは、当社とその他のガス使用契約（既に終了しているものを含みます。）の料金でそれぞれの契約で定める支払期日が到来した全ての料金を支払われた場合。ただし、供給の再開に先立ち、23(保証金)および30(違約金)の規定により保証金または違約金を申し受ける場合があります。

ハ 28(供給の停止)ハからホ、トまたはチの規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合。

(2) 27(供給の制限等)によって、当社がガスの供給を制限、停止もしくは中止した場合、またはお客さまにガスの使用を制限、停止もしくは中止していただいた場合で、制限、停止または中止を解除しようとするときは、事前にお客さまと当社とで協議するものいたします。

(3) 27(供給の制限等)によって、当該一般ガス導管事業者によりガスの供給が制限、停止または中止された場合で、その理由となった事実が解消されたときは、当該一般ガス導管事業者によって、託送約款等に定めるところに従い、供給が再開されます。

(4) 託送約款等に基づき、当社が当該一般ガス導管事業者から、お客さまの責めとなる理由によりガスの供給の制限、停止または中止および供給の再開に要する費用に係る請求を受けた場合には、お客さまは、その金額を、当社が定める日までに、当社に支払うものいたします。

30 違約金

(1) お客さまが不正にガスを使用し、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、この本約款等に定められた供給条件に基づいて算定された本来の料金の金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6か月以内にお客さまが不正にガスを使

用したと推測される期間として当社が決定した期間をその期間といたします。

31 損害賠償等

- (1) 託送約款等に定める託送供給の制限、停止または中止の事由に該当し、お客さまがガスの使用の制限、停止または中止を行わなかったことおよびその他お客さまの責めとなる理由により、当該一般ガス導管事業者が損害を受けた場合で、託送約款等に基づき、当社が当該一般ガス導管事業者から賠償の請求を受けたときは、お客さまは、その賠償に要する金額を、当社が定める日までに、当社に支払うものといたします。
- (2) 9(供給の開始)(2)によって供給の開始日を変更した場合、27(供給の制限等)および28(供給の停止)によってガスの供給が制限、停止もしくは中止され、またはガスの使用を制限、停止もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さままたは第三者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 35(解除等)によって供給契約を解除した場合または供給契約が終了した場合には、当社は、お客さままたは第三者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) その他当社の責めとならない理由によりお客さままたは第三者が損害を受けた場合は、当社は、賠償の責めを負いません。
- (5) 当社がお客さまの受けた損害について賠償の責めを負う場合には、当社は、故意または重過失の場合を除き、その賠償対象となる損害の範囲は、逸失利益を除く通常損害に限るものといたします。

V 契約の変更および終了

32 供給契約の変更

お客さまが供給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ(契約の申込み)に定める新たに供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。また、適用を受ける料金表の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として検針日の翌日といたします。

33 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまでガスの供給を受けていたお客さまの当社に対するガスの使用についての全ての権利義務を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が特に認めた場合を除き、電磁的方法等、当社が指定した様式により申し出ていただきます。

34 供給契約の終了

- (1) お客さまが当社からガスの供給を受けることを終了しようとする場合は、終了の期日の15日前までに、当社に通知していただきます。
この場合において、ガスの供給を受けるガス小売事業者を当社以外の他のガス小売事業

者とする場合を除き、当社は、原則として、お客さまから通知された終了期日にお客さまへの供給を終了させるための適当な処置(メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。)を行います。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(2) 供給契約は、次の場合を除きお客さまが当社に通知された終了期日に終了いたします。

イ 35(解除等)によって、当社が供給契約を解除した場合は、解除日に供給契約は終了するものといたします。

ロ 当社がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に供給契約が終了したものといたします。

ハ 当社の責めとならない理由により当社が供給を終了させるための処置ができない場合は、供給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

ニ お客さまがガスの供給を受けるガス小売事業者を変更されることにともない、当社との供給契約の終了期日を通知される場合で、新たなガス小売事業者がガスを供給するために必要な手続きを、託送約款等に定める日までに行わなかったときは、終了期日にかかわらず、供給契約は終了しないものといたします。

(3) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、供給契約の終了後、ガスメーター等当該一般ガス導管事業者所有の供給施設をお客さまの承諾にかかわらず引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。

(4) 供給契約の終了にともない、当該一般ガス導管事業者が設備の原状回復を行う場合で、託送約款等に基づき、当社が当該一般ガス導管事業者からその費用の請求を受けたときは、お客さまは、当該金額を、当社が定める日までに、当社に支払うものといたします。

(5) お客さまが供給契約を解約し、新たに他のガス小売事業者からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者に対し契約の申込みをしていただきます。当社は、当該ガス小売事業者からの依頼を当該一般ガス導管事業者を介して受け、お客さまとの供給契約を解約するために必要な手続きを行います。この場合、供給契約は、新たなガス小売事業者からお客さまへのガスの供給を開始するために実施される検針日を解約日といたします。

35 解除等

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給契約を解除することがあります。また、次のいずれかの事由が生じた場合、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、当社の求めに応じてただちに債務の全額を一括弁済するものとします。

イ お客さまの責めとなる理由により27(供給の制限等)および28(供給の停止)によってガスの供給が制限、停止もしくは中止され、またはガスの使用を制限、停止もしくは中止していただいた場合で当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき

ロ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ハ お客さまが他の供給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ニ お客さまが本約款等によって支払いを要することとなった料金以外の債務(保証金、工事費、工事負担金、設備負担金その他本約款等から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合

ホ 43(反社会的勢力の排除)の規定に違反した場合

ヘ 財産状態が悪化したと認められる相当の理由がある場合

ト 当社による供給契約の承諾の意思表示の後、21(料金その他の支払方法)(1)イまたはロの申込情報に不備等があることが判明し、口座振替およびクレジットカード払いの申込み手続きを完了できない場合

チ お客さまがその他本約款等に反した場合

(2)(1)の場合には、あらかじめ解除日を明示して文書等でお客さまに解除予告通知をいたします。解除予告通知は、(1)ホに該当する場合を除き、供給契約の解除を行う15日程度前および5日程度前(休日を含みます。)までに、お客さまに対し少なくとも2回予告いたします。

(3)当社は、同一条件での供給契約の継続が困難となる場合等当社が必要と認める場合には、解除の3か月前までにその旨を当社の定める方法によりお客さまにお知らせの上、供給契約を解除することがあります。ただし、供給契約の解除のお知らせに必要な情報の変更手続きをお客さまが怠ったことにより、お知らせができない場合には、紙媒体、電子メールの送信等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお知らせを発信した日にお知らせを行ったものとみなします。

(4)(1)および(3)によって、当社が供給契約を解除する場合は、当社は、解除日に供給を終了させるための適当な処置(メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。)を行います。

(5)お客さまが、34(供給契約の終了)(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、ガスを使用されていないことが明らかな場合には、当社または当該一般ガス導管事業者が供給を終了させるための処置を行った日に供給契約は終了するものといたします。

36 供給契約終了後の債権債務関係

供給契約期間中の料金その他の債権債務は、供給契約の終了によっては消滅いたしません。

VI 工事費等の負担

37 ガス工事

ーガス工事の施工者等ー

(1)当該一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してお客さまがガスの供給を受ける場合においてガスを新たに使用するためまたはガスの使用状況を変更するためのガス工事については、当社または当該一般ガス導管事業者に申込んでいただき、当該一般ガス導管事業者が託送約款等に基づき承諾、見積・設計・施工いたします。

ただし、当該一般ガス導管事業者が託送約款等で定める一定の工事は、当該一般ガス導管事業者の承諾工事人等に申し込んでいただき、託送約款等に基づき見積・設計・施工させることができます。

－供給施設の所有区分－

- (2)内管およびガス栓はお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (3)お客様のために設置されるガス遮断装置は、原則としてお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (4)お客様の申込みによりそのお客様のために設置される整圧器は、お客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (5)お客様の申込みによりそのお客様のために設置される昇圧供給装置は、お客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (6)ガスメーターは、当該一般ガス導管事業者所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）は、お客様に負担していただきます。なお、ガスメーターの検定期間満了による取替え等、当該一般ガス導管事業者都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当該一般ガス導管事業者が負担いたします。
- (7)供給管は当該一般ガス導管事業者の所有とし、これに要する工事費は、当該一般ガス導管事業者が負担いたします。ただし、お客様の依頼により供給管の位置替えを行う場合には、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）は、お客様に負担していただきます。

－修繕費の負担－

- (8)お客様所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用をいい、所要費用に消費税等相当額を加えたものといたします。）はお客様に負担していただき、当該一般ガス導管事業者の供給施設の修繕費は、当該一般ガス導管事業者が負担することを原則といたします。

－供給施設の設置承諾－

- (9) 当該一般ガス導管事業者は、3（定義）(10)の境界線内において、そのお客様のために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、お客様は、その場所が借地、借家または私道であるときは、あらかじめ当該土地および建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。また、門口等、3（定義）(10)の境界線内に標識を掲げさせていただく場合があります。
- (10)その他ガス工事に関する事項は、託送約款等によります。

38 工事費等の支払いおよび精算

- (1)当該一般ガス導管事業者は、当該一般ガス導管事業者が定める託送供給約款の規定によりお客様に負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスメーターの取付作業を含む工事に当たってはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあつては引渡日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。内管およびガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは当該一般ガス導管事業者が留保するものとし、お客様は当該一般ガス導管事業者の承諾なしにこれらを使用することはできません。

- (2)当社が当該一般ガス導管事業者から、託送約款等に基づき、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費、工事負担金、設備負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、お客さまは、その金額を、当社が定める日までに、21（料金その他の支払方法）（2）に定めるところにより当社に支払うものいたします。
- (3)当該一般ガス導管事業者から、工事完了後、工事費、工事負担金または設備負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費、工事負担金または設備負担金等をすみやかに精算するものいたします。

VII 保安

39 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものいたします。

- (1)内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となる3(定義)(10)の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2)当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法等の定めるところにより、(1)の供給施設について、(3)に定める検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。

なお、お客さまの承諾がえられないことによって検査ができなかった場合等、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。

- (3)当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法等の定めるところにより、3(定義)(11)に規定する内管およびガス栓ならびに3(定義)(14)に規定する昇圧供給装置について、お客さまの承諾をえて検査します。

なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査の結果を、すみやかにお客さまにお知らせします。

- (4)当該一般ガス導管事業者は、当該一般ガス導管事業者所有の設備について維持管理の責任を負うものとします。

40 周知および調査義務

- (1)当社は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法等の定めるところにより、当社の定める方法により、必要な事項をお知らせいたします。
- (2)当社は、ガス事業法等の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾をえて、ガス事業法令等で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令等で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令等に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。また、お客さまは、調査の結果を当社が当該一般ガス導管事

業者に通知することについて、承諾するものといたします。

- (3)当社は、(2)のお知らせに係るガス機器について、ガス事業法等で定めるところにより、再び調査いたします。
- (4)ガス小売供給に係る無契約状態の期間は、(1)から(3)の周知および調査を実施できません。また、当社は、これに起因する一切の事象に対して責任を負いません。
- (5)当社は、当社との供給契約が成立する以前にお客さまがガスの供給を受けていた他のガス小売事業者が、ガス事業法等に定められた周知および調査義務を適切に果たしていなかったことに起因する一切の事象に対して責任を負いません。

41 保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1)お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。また、当社がガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者に通知することがあります。これらの場合には、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適当な処置をとります。
- (2)当社または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社または当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。
なお、当社が、マイコンメーターの復帰操作等、中断の解除のための操作を行うことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、当社は、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知することがあります。
- (3)お客さまは、39(供給施設等の保安責任)(3)および40(周知および調査義務)(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令等に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (4)当社または当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5)お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの性状等に影響を及ぼす施設を設置する場合、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾をえていただきます。
- (6)お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7)当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

42 お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1)お客さまは、40(周知および調査義務)(1)の規定により当社がお知らせした事項等を遵

守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。

(2)お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾をえていただきます。また、当社は、これらの情報および当該一般ガス導管事業者の保安業務に有益な情報等について、当該一般ガス導管事業者に通知いたします。

(3)お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。）はお客さまの負担といたします。

(4)お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車または次の全ての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。

イ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。

ロ 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。

ハ 料金表に定める供給ガスに適合するものであること。

ニ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定める検査の有効期限内のものであること。

ホ 当該一般ガス導管事業者で認めた安全装置を備えるものであること。

(5)お客さまは、ガス事業法第62条に基づき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。

イ 当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めること

ロ 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合に、保安業務に協力すること

なお、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣から当該所有者および占有者に協力するよう勧告されることがあります。

43 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

(1)お客さまは、託送約款等に基づき、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者にごガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものいたします。（3）において同じ。）はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。

(2)当社は、当該一般ガス導管事業者が(1)により検査を行った場合で、その結果を当該一般ガス導管事業者から受領したときには、当社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。

(3)お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装

置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客様の負担といたします。

(4) 当該一般ガス導管事業者は、(3)により検査を行った場合には、その結果を、すみやかにお客さまにお知らせします。

(5) お客様は、当該一般ガス導管事業者が(1)および(3)により検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち会わせることができます。

44 ガス事故の報告

お客様は、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合は、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社へ提供することについて、承諾するものといたします。

45 反社会的勢力の排除

(1) お客様は、当社に対し、供給契約の申込み時に次の各号に掲げる反社会的勢力のいずれにも該当しないことを確約し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

イ 暴力団およびその構成員または準構成員

ロ 暴力団関係企業およびその役員または従業員

ハ 社会運動を標榜して不当な利益・行為を要求する団体およびその構成員

ニ その他前各号に準ずる者、反社会的勢力の構成員またはこれらの関係者等

(2) 前項のほか、お客様は、当社に対し、供給契約の申込み時に直接または間接を問わず次の各号に定める行為を行わないことを確約し、かつ将来にわたっても当該行為を行わないことを確約します。

イ 自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任をこえた不当な要求等の行為

ロ 偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

ハ 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本または資金の導入および関係を構築する行為

ニ 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為

ホ 反社会的勢力が当社またはお客様の経営に関与する行為

46 管轄裁判所

供給約款に関する訴訟については、札幌地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所といたします。附則

本約款の実施期日

本約款は、2025年9月1日から実施いたします。

別表

本約款の適用地域

一般ガス導管事業者の供給区域等(詳細は、下記のガス導管事業者の託送供給約款を参照ください。)は、次のとおりです。

一般ガス導管事業者	供給区域等
北海道ガス株式会社	札幌圏エリア（小樽市を除く）、千歳圏エリア、 函館エリア、泉沢エリア